

第 1892 回 定例研究会報告要旨（6月4日）

自主流通米の価格形成と 計画外流通米との競争

薬師寺 哲郎

食糧法が平成7年に施行されてから6年半を経過した。この間、自主流通米の入札においては、平成10年産から値幅制限が撤廃され、代わって希望価格申出制が導入された。他方、計画外流通米の流通量は年々増加し、300万トンを超える状況になっている。

本報告の目的は、食糧法の下で流通の主体を担うことが期待された自主流通米について、米のフードシステムの構成主体であり、価格形成と流通に重要な役割を担う経済連等（売り手）と卸売業者（買い手）に焦点を当て、食糧法施行後の6年間を振り返って、自主流通米の価格形成要因、卸売業者の価格に対する反応、これを前提とした経済連等のとり得た対応を明らかにすることである。

自主流通米の価格は、9年産までは自主流通米入札における値幅制限の下限価格によりほぼ決まっていた。これと比較すれば、10年産以降、需給要因がより大きく影響する方向での価格形成の弾力化が進んだと言える。銘柄別の価格変化をみても、生産量が相対的に他よりも増加した（他よりも減少が小さかった）銘柄は、価格が相対的に低下するようになっている。ただし、それらの水準が、自主流通米の円滑な流通の上で妥当な水準であったかどうかは別問題である。

自主流通米価格を計画外流通米との競争の観点からみると、値幅制限の撤廃と同時に設けられた希望価格申出制の下で、申込は十分ありながら落札量を絞り込むような効果を持つ高い希望価格水準は、計画外流通米との価格競争力を弱め、自主流通米の販売にマイナスの影響をもたらした。

実際、買い手である卸売業者の仕入需要は、

自主流通米価格のほか計画外流通米価格の影響を強く受けている。10年産以降、特に自主流通米自身の価格の変化に対して大きく反応するようになるとともに、計画外流通米価格に対する弾力性も高まってきた。後者は、計画外流通米の流通量の増加とともに、自主流通米の仕入需要における計画外流通米との競合割合の高まりを示している。

卸売業者による自主流通米の仕入需要の自主流通米価格に対する弾力性は7～12年産データで-3.569、計画外流通米価格に対しては2.681と算出されたが、仮に自主流通米の価格が1%下がったとした場合、自主流通米の仕入需要が3.5%増加するとは考えにくい。自主流通米価格が下がれば計画外流通米価格も下がるとみるのが妥当である。そこで、このような連動関係を考慮した上で、自主流通米の価格低下がその仕入需要（＝経済連等の販売量）および生産者手取額に及ぼす影響を7～12年産データによる価格弾力性に基いて検討すると、自主流通米の流通価格の1%の低下はその仕入需要を0.82%増加させると試算される。この結果、生産者手取額は0.28%減少すると試算されるが、その減少は仕入需要の増加を考慮しない場合（1.1%の減少）に比べれば相当程度小さく、流通コストのわずかな低減と組み合わせることにより、生産者手取額を増加させることが可能である。

希望価格申出制の下では、自主流通米入札における経済連等の売り手が、生産者価格に対する悪影響を懸念して実勢価格以上の価格を申し出る誘因となってきた。確かに生産者による出荷段階のみに着目すると、流通価格の低下は生産者価格の低下をもたらす、その限りでは計画外流通米の出荷が増える。しかし、逆に流通業者の仕入段階にも目を向けると、自主流通米の仕入需要の増加をもたらす。このため、経済連等は、実勢をより反映した希望価格水準と流通コストの低減によって、自主流通米販売量と生産者手取額双方の増加が可能であったはずである。